

久喜市自然環境の保全に関する条例

平成22年3月23日

条例第175号

目次

第1章 総則(第1条—第4条)

第2章 自然環境保全地区等(第5条—第9条)

第3章 野生生物の保護等(第10条—第12条)

第4章 雑則(第13条—第15条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、自然環境がすべての生命の生存基盤であることを認識し、自然環境の保全について必要な事項を定めることにより、自然環境の保全に関する施策を総合的に推進し、生物多様性の保全を図り、将来の市民にこれを継承できるようにし、もって現在及び将来における市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、自然環境の保全に関する施策を総合的に策定し、及びこれを実施する責務を有する。

2 市は、市民、事業者及び関係機関と連携を図り、協力して自然環境の保全に努めなければならない。

(市民の責務)

第3条 市民は、自然環境の保全が適正になされるよう自ら努めるとともに、市が実施する自然環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、自然環境の保全が適正になされるよう配慮するとともに、市が実施する自然環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

第2章 自然環境保全地区等

(自然環境保全地区の指定)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する区域のうち、自然的社会的諸条件から見てその区域における自然環境の保全が特に必要なものを自然環境保全地区(以下「保全地区」という。)として指定することができる。

- (1) 良好な自然環境を有する樹林、河川、池沼、湿地等の所在する地域であって、保全することが必要であると認める区域
 - (2) 野生生物の生息地(渡来地及び繁殖地を含む。)又は生育地であって、当該野生生物の保護又は繁殖を図るために保全することが必要であると認める区域
 - 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる区域は、保全地区の区域に含まれないものとする。
 - (1) 自然公園法(昭和32年法律第161号)第2条第1号に規定する自然公園の区域
 - (2) 自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第14条第1項の規定により指定された原生自然環境保全地域及び同法第22条第1項の規定により指定された自然環境保全地域
 - (3) 埼玉県自然環境保全条例(昭和49年埼玉県条例第4号)第14条第1項の規定により指定された県自然環境保全地域
 - (4) 埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例(平成12年埼玉県条例第11号)第19条第1項の規定により指定された希少野生動植物保護区(保全地区の指定の手続)
- 第6条 市長は、保全地区を指定しようとするときは、あらかじめ、指定をしようとする区域内の土地所有者及び占有者の同意を得なければならない。
- 2 市長は、前項の規定による同意を得て保全地区の指定をしようとするときは、あらかじめ、久喜市環境審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かななければならない。
 - 3 市長は、保全地区の指定をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を告示し、その案を当該告示の日から2週間縦覧に供しなければならない。
 - 4 前項の規定による告示があったときは、当該区域に係る住民及び利害関係人は、同項の規定による縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された案について、市長に意見書を提出することができる。
 - 5 市長は、前項の規定による意見書の提出があったときは、保全地区を指定する前に当該意見書に係る審議会の意見を聴かななければならない。
 - 6 市長は、保全地区を指定する場合には、その旨及びその区域を告示しなければならない。
 - 7 保全地区の指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。
 - 8 前各項の規定は保全地区の区域の拡張について、第1項、第2項及び前2項の規定は保全地区の指定の解除及びその区域の変更(拡張は除く。)について、それぞれ準用する。
(保全地区に係る行為の制限等)
- 第7条 保全地区内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。ただし、当該保全地区に指定された日

(区域の変更により新たに保全地区に指定された日を含む。)前に着手している行為又は非常災害のために必要な応急措置として行う行為は、この限りでない。

- (1) 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。
- (2) 木竹を伐採すること。
- (3) 土石類を採取すること。
- (4) 水面を埋め立てること。
- (5) 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、自然環境の保全に影響を及ぼすおそれのある行為として規則で定めるもの

2 前項の規定による届出をした者は、その届出をした日から起算して30日を経過した後でなければ、その届出に係る行為に着手してはならない。

3 市長は、当該保全地区における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

4 市長は、第1項の規定による届出があった場合において、当該保全地区における自然環境の保全のために必要があると認めるときは、その届出をした者に対して、届出があった日から起算して30日以内に限り、当該自然環境の保全のために必要な限度において、その届出に係る行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

5 市長は、第1項の規定による届出があった場合において、実地の調査をする必要があるときその他前項の期間内に同項の規定による処分をすることができない合理的な理由があるときは、その理由が存続する間、同項の期間を延長することができる。この場合において、市長は、第1項の規定による届出をした者に対して、前項に規定する期間内に期間を延長する旨及びその理由を通知しなければならない。

6 前項の規定により期間を延長された者は、その期間を経過した後でなければ、その届出に係る行為に着手してはならない。

7 第1項ただし書に規定する非常災害のために必要な応急措置としての行為を行った者は、遅滞なく市長にその旨を届け出なければならない。

8 通常の管理行為又は軽易な行為であつて、規則で定めるものについては、第1項及び前項の規定は適用しない。

(中止命令等)

第8条 市長は、保全地区における自然環境の保全のために必要があると認めるときは、前条第1項の規定による届出をせず、同項各号に掲げる行為をした者又は同条第4項の規定

による処分に従わない者に対して、その行為の中止を命じ、又は相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

2 市長は、規則で定めるところにより、その職員に前項に規定する権限の一部を行わせることができる。

3 前項の職員は、その職務を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(報告及び検査等)

第9条 市長は、保全地区における自然環境の保全のために必要な限度において、第7条第4項の規定による処分を受けた者に対し、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、当該行為に係る区域内の土地若しくは建物内に立ち入り、当該行為の実施状況を検査させ、若しくは当該行為の自然環境に及ぼす影響を調査させることができる。

2 前項の職員は、その職務を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

第3章 野生生物の保護等

(指定希少野生生物種の指定)

第10条 市長は、市内に生息し、又は生育する野生生物の種(亜種又は変種がある種にあつては、その亜種又は変種も含むものとする。以下同じ。)のうち、次の各号のいずれかに該当し、特に保護する必要があると認める種を指定希少野生生物種として指定することができる。

(1) 種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数が著しく少ないもの

(2) その種の個体の数が著しく減少しつつあるもの

(3) その種の個体の主要な生息地又は生育地が消滅しつつあるもの

(4) その種の個体の生息又は生育の環境が著しく悪化しつつあるもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、その種の存続に支障を来す事情があるもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる種は、指定希少野生生物種から除くものとする。

(1) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)第4条第3項に規定する国内希少野生動植物種及び同法第5条第1項の規定により指定された緊急指定種

(2) 埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例第2条第2項に規定する県内希少野生動植物種

- 3 市長は、指定希少野生生物種の指定をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くとともに、当該指定をした場合はその旨を告示しなければならない。
- 4 指定希少野生生物種の指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。
- 5 市長は、指定希少野生生物種の個体の生息又は生育の状況の変化その他の事情の変化により指定の必要がなくなったと認めるとき、又は指定を継続することが適当でないと認めるときは、指定を解除するものとする。
- 6 第3項及び第4項の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。

(捕獲等の制限)

第11条 何人も、指定希少野生生物種の生きている個体(卵及び種子を含む。ただし、飼育し、若しくは栽培している個体又は繁殖させた個体を除く。以下同じ。)の捕獲、採取、殺傷又は損傷(以下「捕獲等」という。)をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 法令等に基づく場合

(2) 学術研究又は繁殖の目的で指定希少野生生物種の生きている個体の捕獲等をする場合

(3) 人の生命又は身体の保護のために必要がある場合

(4) 人の財産の管理に必要な最小限の行為を行う場合

(5) 前各号に掲げる場合のほか、市長が特に必要と認める場合

2 前項の規定に違反して捕獲等をされた指定希少野生生物種の個体及びその器官並びにこれらの加工品は、所持し、譲渡し、若しくは譲り受け、又は引渡し若しくは引取りをしてはならない。

(侵略的外来種の放逐等の禁止等)

第12条 何人も、市内における地域の在来種を圧迫し、生態系に著しく悪影響を及ぼすおそれのある外来種(以下「侵略的外来種」という。)の個体(卵及び種子を含む。)を放ち、植え、又はまいてはならない。

2 市は、侵略的外来種が市内における在来種又は生態系に及ぼす影響について市民及び事業者の理解が促進されるよう、その情報の提供に努めるものとする。

第4章 雑則

(土地の買入れ)

第13条 市は、自然環境の保全のために特に必要があると認めるときは、保全地区内の土地を買い入れるように努めるものとする。

(国等への要請)

第14条 市長は、自然環境の保全のために必要があると認めるときは、国の機関及び他の地方公共団体の長に対し、必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年3月23日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の久喜市自然環境の保全に関する条例(平成21年久喜市条例第7号)の規定によりなされた指定、処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。